

別表十六(七)

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・法人名
()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の2）の適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円の2分の1）の適用を受け、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	取 得 価 額	種 類	1					
		構 造	2					
		細 目	3					
		事業の用に供した年月	4					
資 産 区 分	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資 産 区 分	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資 産 区 分	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資 産 区 分	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資 産 区 分	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計)								円

8欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第67条の5第1項」
 ②区分番号に、「00277」
 ③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)
 を記載してください

別表十六(七)
平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1607